

介護職員等特定処遇改善加算^{算定に係る}見える化要件について

『介護職員等特定処遇改善加算』とは？

従来の処遇改善加算に加え、技能・経験のある介護職員に重点化を図りながら、更なる処遇改善を進めるために介護報酬を加算して支給する制度です。

『介護職員等特定処遇改善加算』の算定要件は次の通りです。

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。
- ・ 介護職員処遇改善加算の算定要件（**職場環境等要件**）について、『資質の向上』、『労働環境・処遇の改善』、『その他』の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 賃金以外の処遇改善の取組内容をホームページへの掲載等により『見える化』を行うことにより、外部から見える形で公表すること。

『職場環境等要件について』

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示いたします。

【資質の向上】

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

【労働環境・処遇の改善】

- ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

【その他】

- ・ 職員の増員による業務負担の軽減